

日本・スイス国交樹立 150 周年 記念事業承認申請のためのガイドライン

ベルン, 01.07.2013

2014 年、日本とスイスは、国交樹立 150 周年となる節目の年を迎えます。この記念すべき年を両国でできるだけ多くの人々と共に祝うため、日本及びスイス両国の政府・外務省は、両国の交流を促進し、友好の証となる様々な記念事業を応援いたします。記念年の公式ロゴはすでに一般公募を経て決定しており、この度、記念事業の申請受付を開始いたします。承認された事業は、ロゴの使用許可を受けると同時に、大使館が作成する、日本・スイス国交樹立 150 周年（記念年）のイベント・カレンダーに掲載されます。

公式記念年ロゴ

日本とスイス、両国の国旗を「アーチ」で結び、「150」を加えたロゴが、記念年の公式ロゴとして決定されました。一般公募で募集されたロゴの審査を行った両国の代表は、二国間の深い絆とその喜びが表現され、記念年にもっとも適したロゴであるとして、スイス在住のグラフィック・デザイナー、フランチェスカ・ポッロさんの作品を公式ロゴとして採用しました。ロゴは大・小、2 種類が用意されています。また、言語は、日・独、日・仏、日・伊、日・英の組み合わせから選ぶことができます。

承認のための要件

1. 申請対象となる事業は、主に 2014 年 1 月から 12 月に、日本またはスイスで開催されるものとし、2013 年秋に開催されるもの、および引き続き 2015 年まで開催されるものについては、一部例外を認める場合があります。
2. 申請対象となる事業は、青少年交流プログラム、アート・文化、科学・教育、スポーツ、観光、経済、政治など、様々な分野において日本とスイスの交流を促進するものとし、また、日本とスイスの相互理解を深め、友好を強化することを目的としているものとし、ます。
3. 申請対象となる事業の内容は、明確かつ実行可能なものであるとします。
4. 申請対象となる事業の目的は、特定の主義・主張、宗教、政治および選挙運動に関わりがなく、また公序良俗に反するものではないことを条件とします。
5. 申請対象となる事業の主催者がすべての費用負担を行うものとし、ます。
6. 申請対象となる事業の主催者は、下記の申請書類の提出が必須です。

記念事業として承認されると

1. 承認を受けた事業の主催者は、公式ロゴを広報物に使用することができます。（ポスター、パンフレット、ウェブサイト、サイン・ボード、バナー、出版物、など）
2. 承認を受けた事業は、在スイス日本国大使館がウェブサイトに掲載する記念年の公式イベント・カレンダー等に記載されます。

承認プロセス

1. 必要書類
 - a. 申請兼誓約書（PDF または WORD）
 - b. 申請フォーム（PDF または WORD）
 - c. 添付資料：企画書等、事業の詳細および費用がわかるもの
 - d. 添付資料：主催者の通常の活動がわかる書類またはウェブサイトへのリンク情報
2. 申請方法
E メールまたは郵送。

3. 申請書類送付先
開催地がスイスの場合：
Japan Information and Cultural Center (JICC)
Embassy of Japan in Switzerland
Postfach
3000 Bern 9
E-Mail: japan-swiss150@br.mofa.go.jp

開催地が日本の場合：
〒106-8589 東京都港区南麻布 5-9-12
スイス大使館 文化・広報部
Eメール: tok.culture@eda.admin.ch

承認の決定

1. 審査には約 2 週間かかります。
2. 審査結果は、主催者に直接送られます。なお、承認された事業については、同時にロゴのデータと使用ガイドラインが送付されます。

その他

1. 送付された書類は返却されません。また、審査には 2 週間ほどかかることを踏まえ申請されるよう、お願いいたします。
2. 事業の主催者は、公式ロゴを使用した広報資料を印刷／制作前に大使館に提出するようお願いいたします。（使用ガイドライン参照）
3. 事業の主催者は、費用および広告を含め、事業実施に伴う全ての責任を負うこととします。なお、在スイス日本国大使館は、事業の結果について一切の責任を負うことはありません。
4. 事業が中止または大きな変更が発生した場合、主催者は申請先の大使館に速やかに報告をしてください。変更内容により、大使館が承認を取り消す場合があります。
5. 本公式ロゴは、申請の事業以外の事業に勝手に使用されることは認められません。
6. 事業終了後、写真（ビデオ不可）および簡単な報告書（形式自由）を提出していただきます。なお、提出いただいた報告書および写真は、記念年のウェブサイトに掲載される場合があります。

お問合せ 在スイス日本国大使館 広報文化センター
Tel: +41-(0)31-305 1570
E-Mail: japan-swiss150@br.mofa.go.jp